サマーセミナー2013
講演概要

協会が8月25日に保険医会館で開いたサマーセミナーで、上脇博之氏（神戸学院大学教授）は「あなたは自民党の新憲法草案を知っていますか」、戸井逸美副理事長は「歯科医療の行方～選挙後、社会保障はどう変わるか」、吉田裕志副理事長は「歯科技工問題を考える」のテーマでそれぞれ講演した。概要を紹介する。

自民改憲案 戦前へ回帰

上脇博之神戸学院大学教授

安倍政権は憲法解釈を変え、集団的自衛権の行使を「合憲」とするために議論を始めている。これまで政府は自衛隊の役割を「専守防衛」と説明してきた。集団的自衛権を行使すれば、武力攻撃を受けていないにも関わらず、相手国への攻撃が可能になる。憲法の枠を超える大問題だ。

改憲が国会で活発になっている背景には、選挙制度のカラクリがある。自衛隊を国防軍にすることについて、国民は26％しか賛成していないが、国会議員は9割が賛成している。民意との〝ねじれ〟は明らかだ。

原因は大政党に有利な小選挙区制度にある。昨年末の衆院選では、自民党が4割の得票で8割の議席を獲得した。すべての議席が民意を反映しやすい比例区ならば、自民党は294議席から133議席に転落する。選挙制度で改憲勢力が得をしているのが現状だ。

「憲法は国家権力を縛るもの」と語る上脇博之氏＝8月25日、保険医会館

米国・財界の要望

自民党の新憲法草案では、改憲の発議要件を総議員の「3分の2」から「過半数」の賛成に緩和することを明記している。政権交代するたびに改憲が可能となるが、国民の最高法規を簡単に変えても良いのか。

9条では「国防軍」の明記と共に、戦争放棄は「自衛権の発動を妨げるものではない」としている。集団的自衛権の行使が含まれた内容であり、米国の戦争に参加することが可能になる。

そもそも国民は9条の改憲を望んでいない。2000年のアーミテージ元米国務長官の「対日レポート」では、「日本が集団的自衛権を禁止していることが、同盟関係の足かせになっている」と自衛権の行使を迫っている。戦争復興のビジネスを見据え、日本経団連も改憲を求めている。政府は、米国と財界の求めに応じて改憲を目指しているのが実態だ。

基本的人権を制約

新憲法草案では、現行憲法の前文にある戦争への反省や平和的生存権を保障した条文をバッサリ削除している。国防軍の役割として、米軍や多国籍軍への参加にとどまらず、治安維持を挙げた。戦前と同じように反政府の運動を軍が鎮圧することが可能になる。

基本的人権に対しては、「侵すことのできない永久の権利」と定めた現行憲法97条を全文削除。民主主義の根幹である表現の自由さえも制約する内容になっている。生存権には、「家族は互いに助け合わなければならない」との文言が加えられている。家族間の助け合いを原則にすることで生存権を骨抜きにする狙いがある。

憲法は権力者の暴走を防ぎ、国家権力を縛るために存在する。これが立憲主義だ。しかし、自民党の新憲法草案は、国民に守らせる憲法に変質している。大日本帝国憲法への逆戻りであり、改憲は許されない。この中身を多くの国民に知らせ、大きな運動で改憲を阻止しなければならない。

安倍「改革」に未来ない

戸井逸美副理事長

日本の歯科医療は、患者数の頭打ちが長年続いている。診療所の収支差額は低下傾向を続け、医業収入に占める自費診療の割合も縮小するなど、医院経営も悪化している。

背景には90年代後半からの政府の新自由主義「構造改革」政策がある。労働法制の改悪による賃金抑制と窓口負担の引き上げなどの社会保障改悪で国民生活が破壊されてきた結果、歯科受診を控える患者が増えた。また、25年間引き上げられていない診療報酬が53項目もあり、歯科への低評価が経営に響いている。

「構造改革」路線を引き継ぐ安倍政権の経済政策〝アベノミクス〟の中身は、バブルをあおる「異次元の金融緩和」やムダな公共事業で借金を増やす「機動的な財政出動」、規制緩和で労働者が使い捨てられる「成長戦略」だ。国民の所得を良くし、経済を改善する政策ではない。成長戦略では、医療や介護など社会保障分野を市場化することも狙われている。

社会保障制度改革国民会議の最終報告は医療・介護を中心に負担増と給付削減を鮮明にしている。日本の社会保障制度は「自助」が本質であると宣言し、社会保障の理念を変質させていることは重大だ。安倍政権の新自由主義路線に歯科医療の未来はない。

歯科医療の改善へ向け、協会は10月の歯科集会を結節点に保険で良い歯科医療の実現を求める請願署名の取り組みを大きく広げていく。協力をお願いしたい。

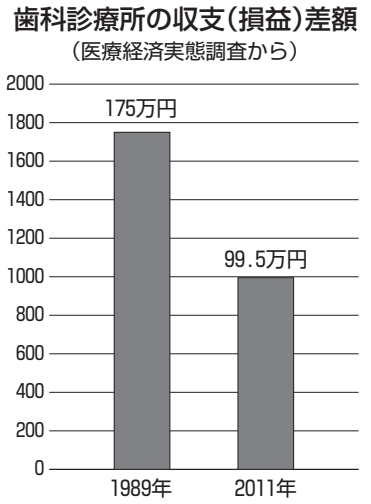

歯科技工改善は喫緊課題

吉田裕志副理事長

協会が大阪歯科技工士連絡会と実施した技工所アンケート（中間集計）では、一人ラボの一週間の平均労働時間は74時間で、可処分所得は357万円だった。厳しい実態が浮かび上がった。

厚労省は昨年12月に歯科技工士法施行規則を改正し、零細ラボに厳しい変更を盛り込んだ。構造設備基準を強化し、①居住場所と技工場所の区別②10平方㍍以上の面積③塵埃による汚染防止設備――などを求めている。補綴物の品質管理の徹底として、工程管理や点検・検査などの文書での保管を義務付けている。

アンケートでは、4割を超える技工士に施行規則の改正が伝わっておらず、3～4割が「対応困難」と回答した。このままでは技工所を廃業に追い込みかねない。若い技工士が独立できない状況も生まれている。

技工物の実際の価格と希望価格を尋ねたところ、4割程度値引きしていることが分かった。値引きを強要する歯科医師に不満が出されており、保険者への直接請求を求める声もあった。

後継者が「いない」との回答は83・6％に達し、技工士学校の入学者が減少するなど、技工士不足が懸念されている。技工物への正当な評価は喫緊の課題だ。技工士との溝を埋めるためにも、「7：3」の技工料や最低価格の設定など、技工問題を歯科医師の問題として検討する必要があるのではないか。歯科技工を含めた歯科医療の改善に向け、会員と共に検討していきたい。

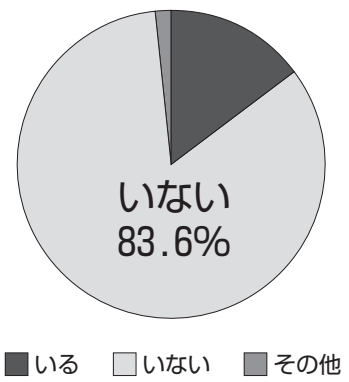

新卒・第二新卒DHの採用なら…
ハモNAVI 学校求人プラン
こんな歯科医院様へオススメ!!
◎求人票を書くのが大変!
◎医院をもっとアピールしたい!
◎長期間の求人広告を出したい!
Wのアピール!! リーズナブルに 長期掲載!!
①60校のDH養成学校へハモナビオリジナル「求人ファイル」設置!
②WEB上特設求人コーナー「新卒求人コーナー」開設!

和田精密歯研グループ
ハーモニック
詳しくはお電話か、ホームページをご覧ください
フリーコール 0800-111-4510（イ～しごと） FAX.06-6393-3232
ハモナビ 検索 クリック!
http://harmonic-net.co.jp/